指定障害児相談支援事業所運営法人代表者様

岐阜県健康福祉部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設(障害児通所支援事業所)の 使用制限等の期間延長について

このことについて、別添のとおり各障害児通所支援事業所あて通知しましたので、 お知らせします。

なお、各指定障害児相談支援事業所におかれましては、休業期間の長期化を踏まえ、関係市町村及び各障害児通所支援事業所と連携いただき、障がい児の各家庭での状況把握や保護者のニーズを再度確認いただくなど、サービス提供に係る調整等についてご配意をお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係
係 長	奥 村 担 当 山 中·岩 垣
電 話	058-272-1111 内 2615·2616
FAX	058-278-2643
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp